

学校感染症に係る登校・登園に関する意見書について

保護者様

和泉市教育委員会

学校保健につきましては、いつもご理解をいただきありがとうございます。

標記意見書について、本市では学校保健安全法施行規則第18条に規定されています疾患に対し、同法19条にもとづき一定期間療養を必要としたことを確認する為に受診された医療機関にて取得していただいています。

本意見書の取得にあたっては、医療機関で再度受診し、疾病が治癒していることを確認することが必要となります。そのため、必ず該当疾病に罹患されていましてお子様が受診した上で書類を取得していただきますようよろしくお願いいたします。

保護者様

青葉はつが野小学校長

学校感染症に係る登校・登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、平成 年 月 日 以降の登校・登園が可能であると判断しました。

なお、学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。

また、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

| | | | | | |
|--------|--|---|--|--------|--|
| 学 年 | | 組 | | 氏 名 | |
|--------|--|---|--|--------|--|

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 1. 麻疹（はしか） | 9. 腸管出血性大腸菌感染症 |
| 2. 風しん | 10. 流行性角結膜炎 |
| 3. 水痘（みずぼうそう） | 11. 急性出血性結膜炎 |
| 4. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 12. A群溶血性連鎖球菌咽頭炎（A群溶連菌感染症） |
| 5. 百日咳 | 13. 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど） |
| 6. 咽頭結膜熱（プール熱） | 14. アデノウイルス咽頭炎（アデノウイルス感染症） |
| 7. 結核 | 15. その他の感染症 |
| 8. インフルエンザ | （病名） |

○ その他の感染症とは、必ずしも感染症法・学校保健安全法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

平成 年 月 日

医療機関：

診察医師：

医療機関へお願い

和泉市立小中学校、幼稚園および和泉市内の私立幼稚園では、学校感染症にかかった子どもが登校（園）するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願ひします。

（なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。）